

公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の特定空家等について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月25日

越前市長 平 林 透



記

- 1 対象となる特定空家等（建築物、工作物、その敷地（立木など土地の定着物や動産を含む。））

所在地 越前市粟田部町72字大目岩4番地

用 途 居宅

- 2 所有者等が行うべき措置の内容

1の建築物の除却（基礎を除く。）及び動産の撤去

- 3 措置の期限

令和8年9月25日

期限までに2の措置が行われない場合は、市長が当該措置を行い、当該措置に要した費用を所有者等から徴収する。

- 4 建築物等の内部に残置されている動産等の取扱い

市長が建築物等の除却を行うときは、建築物等の内部に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、3の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう5の間合せ先へ通知すること。また、市長が建築物等の外部にある敷地内残置物の撤去を行う場合も、同様である。

- 5 間合せ先 福井県越前市府中一丁目13-7

越前市建設部建築住宅課 空き家対策・住宅政策室 渡邊

連絡先 電話 0778-22-3074